公益財団法人日本バスケットボール協会
基本規程

第1章　総則 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――――2

第2章　組織 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――――3

第3章　所属団体 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――11

第4章　選手 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――――17

第5章　登録および移籍――――――――――――――――――――――――――――――――19

第6章　競技会 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――22

第7章　事業 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――――27

第8章　会旗および標章――――――――――――――――――――――――――――――――29

第9章　表彰 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――――30

第10章　懲罰 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――31

第11章　ドーピングの禁止――――――――――――――――――――――――――――――33

第12章　所管及び改正 ――――――――――――――――――――――――――――――――34

第13章　附則 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――35

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という）の定款第51条の規定に基づき、本協会の組織および運営に関する基本原則を定める。

第1条の2〔バスケットボールの定義〕

本協会の規程において「バスケットボール」とは、バスケットボール競技、3x3（スリー・エックス・スリー）競技、障がい者バスケットボール競技、その他関連競技を広義に指すものとする。

なお、3x3競技については本規程第3章乃至第6章の規定を適用せず、理事会において別に定める「3x3基本規程」によるものとし、障がい者バスケットボール競技については本規程第4章および第6章乃至第10章の規定を適用せず、障がい者バスケットボール連盟が定める規程によるものとする。

第2条〔遵守義務〕

① 本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、都道府県バスケットボール協会、各種の連盟、ブロックバスケットボール協会、以下本章において「加盟・登録団体」という）および個人（選手、指導者等のチームスタッフ、審判員ならびに本協会および加盟・登録団体の役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）は、定款、本規程その他本協会が定める諸規定、国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）およびFIBA ASIAの諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）および公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、本協会、FIBA、FIBA ASIA、CASおよびJSAAの指示、指令、命令、決定および裁定等を遵守する義務を負う。

② 加盟・登録団体および選手等は、本協会がやむを得ないと認める場合を除き、本協会およびFIBAの許可なしには、本協会以外の他国の各国バスケットボール協会に加盟することはできず、また、他国の各国バスケットボール協会の所轄におけるその主催試合および競技会に参加することはできない。

③ 加盟・登録団体および選手等は、FIBAまたはFIBA ASIAによって正式に定められかつ本協会ならびにこれらの団体および個人が服するべきとされた国際競技カレンダーならびに国際試合または国際大会に関する規定等を遵守するものとする。

④ 加盟・登録団体および選手等による人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程その他本協会が定める諸規定に従って懲罰の理由とされることがある。

⑤ 加盟・登録団体および選手等は、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。

⑥ 加盟・登録団体および選手等は、本協会および加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない。

⑦ 加盟・登録団体および選手等は、公序良俗に反する行為を行ってはならない。

⑧ 加盟・登録団体および選手等は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属するもの（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また加盟・登録団体および選手等は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしまた交際してはならない。

⑨ 加盟・登録団体および選手等は、法律、条令、規則等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。

⑩ 加盟・登録団体および選手等は、職務の遂行を通じて知り得た本協会や加盟・登録団体および選手等の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第2条の2〔中立性の原則〕

本協会は、政治的および宗教的に中立な立場でなければならない。

第2章 組織

第1節 総則

第3条〔趣旨〕
本章の規定は、本協会の組織を構成する機関およびその運営に関する事項について定める。

第2節 評議員

第4条〔評議員〕
① 本協会には、47名以上77名以内の評議員を置く。
② 評議員は、本協会の役員および専門委員会委員を兼ねることはできない。

第5条〔評議員の推薦〕
① 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦できる者は次のとおりとする。
(1) 都道府県バスケットボール協会（47名）
(2) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグに所属するチーム（19名）
(3) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグに所属するチーム（5名）
(4) 理事会（1名以上6名以内）
② 都道府県バスケットボール協会が推薦する評議員候補者は、原則として理事長または専務理事等、その協会の執行役員の職にある者とする。
③ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグに所属するチームおよび一般社団法人バスケットボール女子日本リーグに所属するチームが推薦する評議員候補者は、原則として当該チームの代表者またはそのチームの運営につき責任を有する者とする。
④ 理事会が推薦する評議員候補者は、会長の提案を受けて理事会で議決する。
⑤ 次条第1項の規定により評議員候補者が評議員として選定されなかった場合、当該評議員候補者を推薦した評議員推薦者は、当該評議員候補者に代わる新たな評議員候補者を推薦できるものとする。
⑥ 評議員が任期の満了前に退任した場合、退任した評議員を推薦した評議員推薦者は、当該退任した評議員に代わる新たな評議員の候補者を推薦できるものとする。

第6条〔評議員選定委員会〕
① 評議員の選任および解任は、評議員選定委員会において行う。
② 評議員選定委員会は、評議員2名、第4項の定めに基づいて選定された外部委員3名の合計5名で構成する。
③ 評議員選定委員会委員は、会長の推薦に基づき、評議員会が選任する。
④ 評議員選定委員会の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を選任する。
(1) 本協会または関連団体（主要な取引先および重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者または使用人
(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
(3) 第1号または第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）
⑤ 評議員選定委員会の議決は、委員の5分の4が出席し、その4分の3をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
⑥ 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

第7条〔評議員の選定・解任〕
① 評議員は、第5条〔評議員の推薦〕により推薦された評議員候補者のうちから、評議員選定委員会の議決によって選定する。
② 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
③ 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
(1) 当該候補者の経歴
(2) 当該候補者を候補者とした理由
(3) 当該候補者と本協会および役員等（理事、監事および評議員）との関係
(4) 当該候補者の兼職状況
④ 評議員選定委員会は、候補者が明らかに評議員として不適格な場合に、当該候補者を評議員として選任しないことができる。この場合、評議員選定委員会は、当該候補者を選任しない理由を明らかにしなければならない。
⑤ 評議員を推薦する者は、前項により自らの推薦する候補者が評議員として選任されなかった場合には、当該候補者に代わる新たな候補者を推薦できる。
⑥ 評議員選定委員会は、第4条〔評議員〕に規定する評議員の定数を欠くことになる場合に備えて、補欠の評議員を選定することができる。この場合、次の各号の事項も併せて決定しなければならない。
(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

⑵ 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選定する場合は、その旨および当該特定の評議員の氏名
⑶ 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選定した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選定する場合は、当該補欠の評議員相互間の優先順位

⑦ 前項の補欠の評議員の選定に係る議決は、当該議決後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
⑧ 評議員選定委員会は、評議員につき、刑法その他法令・定款に違反する行為、本協会の名誉または信用を著しく毀損する行為、反社会的な勢力等との関わりを持つ行為等、正当な事由がある場合のみ、当該評議員を解任することができる。
⑨ 評議員選定委員会は、評議員を解任する場合には、予め当該評議員に対し、解任理由を明らかにした上で、弁明の機会を与えなければならない。

第8条〔評議員の職務〕
評議員は、評議員会を組織し、本規程に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認められる事項について助言する。

第9条〔評議員の任期〕
① 評議員の任期は、選定後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選定された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
③ 評議員は、第4条〔評議員〕に規定する定数に足りなくなる場合は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選定された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第10条〔評議員の定年制〕
評議員は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、評議員が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その評議員は任期が満了するまで評議員として在任することとする。

第11条〔評議員の報酬等〕
① 評議員は、無報酬とする。
② 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
③ 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第3節 評議員会

第12条〔構成〕
評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第13条〔権限〕
評議員会は、次の各号の事項について議決する権限を有する。ただし、第5号から第7号の事項については、併せて理事会の議決を要するものとする。
⑴ 理事および監事の選定および解任
⑵ 理事および監事の報酬等の額
⑶ 評議員に対する費用等の支給の基準
⑷ 定款の変更
⑸ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）
⑹ 財産目録
⑺ 基本財産の処分または除外
⑻ 残余財産の処分
⑼ その他評議員会で議決するものとして法令または定款で定められた事項

第14条〔評議員会の開催〕
評議員会は、定時評議員会として毎年度1回、前事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

第15条〔評議員会の招集・議長〕
① 評議員会の議長は1名とし、会長が指名する。
② 評議員会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が評議員に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の日の7日前までに書面または電磁的方法をもって通知しなければな

らない。
③ 前項の規定にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
④ 第2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。
⑤ 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面または電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第16条〔評議員提案権〕
① 評議員は、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の4週間前までになされなければならない。
② 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。また、評議員は、評議員会の日の4週間前までに、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、または記録して評議員に通知することを請求することができる。

第17条〔定足数等〕
① 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。
② 役員、事務総長および各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第18条〔評議員の議決権〕
① 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。
② 出席評議員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるかまたは書簡による投票は認められないものとする。

第19条〔議決〕
① 評議員会の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
② 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
③ 第1項の規定にかかわらず、次の各号の決議事項は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く出席評議員の4分の3以上にあたる多数をもって行わなければならない。
(1) 理事の解任
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 基本財産の処分または除外
(5) その他法令で定められた事項
④ 理事または監事を選定する議案の議決に際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条〔役員〕第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定することとする。

第20条〔議事録〕
評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上の記名押印または電子署名を施した上これを保存する。

第4節　役員等

第21条〔役員〕
① 本協会には、次の各号の役員を置く。
(1) 理事　6名以上18名以内
(2) 監事　2名
② 理事のうち1名を会長、1名以上3名以内を副会長とする。
③ 前項の会長および副会長1名をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とする。
④ 理事会は、理事の中から同法第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。
⑤ 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。
⑥ 監事は、本協会の職員または本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。

第22条〔役員の選定〕
① 理事および監事は、就任日の属する年度の定時評議員会までに、評議員会の議決によって選定する。
② 会長および副会長は、理事会の議決によって理事の中から選定する。
③ 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

④ 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

第23条〔理事の職務〕
① 理事は、理事会を構成し、法令および定款で定めるところにより、職務を執行する。
② 会長は、法令および定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合または欠けた場合は、その職務を代行する。会長の職務を代行する副会長は、代表理事である副会長1名とする。
④ 業務執行理事は、理事会の議決に基づき、本協会の業務を分担執行する。
⑤ 代表理事および業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条〔監事の職務および権限〕
① 監事は、次の各号の職務を行う。
(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
(2) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
② 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第25条〔役員の任期〕
① 役員の任期は、選定後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
② 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された役員または増員により期の途中で選任された役員の任期は、前任者または他の現任者の任期の満了する時までとする。
③ 役員は、第21条〔役員〕第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選定された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。
④ 役員は、通算して5期まで再任されることができるものとする。ただし、第2項の規定により選任された役員の通算任期には、就任時の期を含めない。
⑤ 前項の規定にかかわらず、役員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、通算して7期まで再任されることができる。
(1) FIBAの役職者である場合
(2) 当該役員の実績等に鑑み、特に重要な国際競技会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該役員が新たにまたは継続して会長を務めることが不可欠である特別な事情があると評価される場合

第26条〔役員の定年制〕
① 会長および副会長は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、会長または副会長が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、当該会長または副会長は任期が満了するまで当該会長または副会長として在任することとする。
② 会長および副会長を除く役員は、就任時において、その年齢が65歳未満でなければならない。なお、会長および副会長を除く役員が任期の途中において65歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が満了するまで役員として在任することとする。

第27条〔役員の解任〕
役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く出席評議員の4分の3以上の議決により解任することができる。ただし、この場合、評議員会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められる場合

第28条〔役員の報酬等〕
① 役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。
② 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
③ 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第29条〔取引の制限〕
① 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
(1) 自己または第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
(2) 自己または第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

② 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第30条〔責任の免除または限定〕

① 本協会は、「役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

② 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の議決によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円または法令に定める額のいずれか高い額とする。

第31条〔名誉役員〕

① 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。

② 名誉役員は、本協会の理事または監事としての地位を有しない。

③ 名誉役員は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

④ 名誉役員に関する事項は、理事会において別に定める。

第5節 理事会

第32条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第33条〔権限〕

理事会は、定款に規定する事項のほか、次の各号の事項を議決する権限を有する。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長および副会長の選定および解職

(4) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(5) その他理事会で議決するものとして法令で定められた事項

第34条〔理事会の開催〕

理事会は、原則として3ヶ月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

第35条〔理事会の招集・議長〕

① 理事会の議長は、会長または会長が予め指定した副会長がこれにあたる。

② 理事会の招集は、会長が理事に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の日の7日前までに書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。

③ 会長が欠けた場合または会長に事故がある場合は、代表理事である副会長が理事会を書面または電磁的方法にて招集する。

④ 代表理事である副会長が会長と同様の事態となった場合には、業務執行理事が理事会を書面または電磁的方法にて招集する。

第36条〔定足数等〕

① 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

② 理事会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

③ 監事、事務総長および各専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第37条〔理事の議決権〕

① 各理事は、理事会における一議決権を有する。

② 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるかまたは書簡による投票は認められないものとする。

第38条〔議決〕

① 理事会の議決は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

② 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

第39条〔議決の省略〕
理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第40条〔報告の省略〕
① 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
② 前項の規定は、第23条〔理事の職務〕第5項の規定による報告には適用しない。

第41条〔議事録〕
理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長、副会長および監事が記名押印または電子署名を施した上これを保存する。

第6節 幹部会

第41条の2〔幹部会の構成・権限〕
① 幹部会は、会長、副会長および会長の指名により理事会で承認された若干名の理事で構成する。
なお、会長は案件ごとに、幹部会構成理事以外の理事またはその他の者を幹部会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権を有しない。
② 幹部会は、本協会の日常業務のほか、緊急の処理が求められる案件について、理事会で議決すべきものとして法令または定款で定められた事項を除き、議事を決することができる。

第41条の3〔幹部会の開催・定足数等〕
① 幹部会は、会長または会長が予め指定した副会長が招集し、原則として毎月1回開催する。
② 幹部会の議長は、会長または会長が予め指定した副会長がこれにあたる。
③ 幹部会は、幹部会構成員の過半数の者が出席しなければ開催することができない。
④ 幹部会の議事は、出席幹部会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
⑤ 幹部会の審議、決定事項は、直後に開催される理事会で報告されるものとし、必要な事項については理事会で議決を得るものとする。

第7節 裁定委員会、規律委員会および役員選考・報酬委員会

第42条〔裁定委員会の設置〕
① 定款、本規程およびこれに付随する諸規程（以下、本節においては「本規程等」という）に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）について調査、審議および懲罰案の提出ならびに本規程等に関連する紛争の和解あっせんを行うため、裁定委員会を設置する。
② 裁定委員会の組織および運営に関する事項、裁定および和解あっせんの手続きに関する事項は、「裁定規程」の定めるところによる。

第42条の2〔規律委員会の設置〕
① 本規程等に対する違反行為のうち競技および競技会に関するものについて調査、審議および懲罰案の提出を行うため、規律委員会を設置する。
② 規律委員会の組織、所管事項、運営手続等に関する事項は、「規律規程」の定めるところによる。

第42条の3〔役員選考・報酬委員会の設置〕
① 定款および関係法令に基づき、会長、副会長、その他の理事および監事（以下、本節において「役員」という。）の候補者の選考、役員の報酬等の決定を行うため、「役員選考・報酬委員会」を設置する。
② 本委員会の組織、所管事項、運営手続等に関する事項は、「役員選考・報酬委員会に関する規程」の定めるところによる。

第43条～第47条（削除）

第8節 専門委員会等

第48条〔専門委員会の設置〕
本協会は、次の各号の専門委員会を置くことができる。
(1) 財務委員会

⑵ 法務委員会
⑶ インテグリティ委員会
⑷ コンプライアンス委員会

第49条〔組織および委員〕
① 各専門委員会は、それぞれ委員長および若干名の委員をもって構成する。
② 各専門委員会の委員長および委員は、本協会の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の議決を得て会長が委嘱する。
③ 本協会は、理事会の議決を得て、各専門委員会の委員長および委員を解任することができる。

第50条〔委員の任期〕
① 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
② 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
③ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第51条〔招集・議長〕
① 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
② 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第52条〔所管事項〕
① 各専門委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。
② 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
③ 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

第53条〔委員長の権限〕
① 各専門委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。
⑴ 委員を理事会に推薦すること
⑵ 理事会に出席し、その所管事項に関する報告または意見陳述を行うこと
⑶ 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
② 各専門委員会の委員長は、前項第3号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第54条〔事務局との連携〕
各専門委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第55条〔分科会〕
各専門委員会は、その所管事項に関する業務遂行のため、理事会の承認を得て、その専門委員会の委員および学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

第56条〔有給専門職〕
① 各専門委員会に、有給専門職を置くことができる。
② 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

第57条〔細則の制定〕
各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第57条の2〔常設委員会〕
① 本協会は、次の各号の常設委員会を置くことができる。
⑴ 競技会委員会
⑵ 審判委員会
⑶ TO委員会
⑷ 日本バスケットボール強化委員会
⑸ 指導者養成委員会
⑹ スポーツ医学委員会
⑺ アスリート委員会
⑻ 施設・用具委員会

② 常設委員会の組織および運営に関する事項は、理事会において別に定める。

第58条〔特別委員会〕
① 本協会は、特に必要と認めた場合、理事会の議決を得て、専門委員会および常設委員会の所管に属しない特定の案件を所管するために、特別委員会を（原則として時限的に）置くことができる。
② 特別委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

第9節 事務局

第59条〔総則〕
① 本協会の事務を処理するため、事務総長および事務局を置く。
② 事務局には職員を置く。
③ 事務総長および職員は有給とする。

第60条〔事務局に関する規程〕
本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営および事務処理に関する事項は、事務総長の定めるところによる。

第3章 所属団体

第1節 総則

第61条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会に所属する団体の種別、役割および義務に関する事項について定める。

第62条〔定義〕

本協会の所属団体に関する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

本協会の制定したバスケットボール競技規則に基づきバスケットボール競技を行うチームであって、本協会の定める会員登録管理システムを使用して本協会に加盟したもの

(2) 都道府県バスケットボール協会

各都道府県におけるバスケットボール界の統括およびその普及振興を担い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本協会に加盟したもの

(3) ブロックバスケットボール協会

全国を次の9ブロックに分割し、各ブロック内の都道府県バスケットボール協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道バスケットボール協会を地域組織とみなす）であって、本協会が公認したもの

ブロック	都道府県
北海道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	長野、新潟、富山、石川、福井
東 海	静岡、愛知、三重、岐阜
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	香川、徳島、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(4) 各種の連盟

チームまたは選手の属性によって分類される全国組織であって、バスケットボール競技の普及および発展を図るために本協会が設置したもの

(5) 協力団体

特定の属性のチームまたは選手を対象としたバスケットボールを含む複数競技の全国競技会の運営を主たる事業とする団体であって、本協会の趣旨に賛同し、覚書により本協会との協力関係を締結したもの

第62条の2〔加盟料・登録料の徴収権限〕

本協会および本協会の所属団体のうち、本協会および都道府県バスケットボール協会のみが、本協会の加盟チームに対する加盟料および本協会に登録する個人（選手、指導者等のチームスタッフ、審判員および役職員その他の関係者）に対する登録料を設定・徴収できるものとする。

第2節 加盟チーム

第63条〔加盟種別〕

① 加盟チームの加盟種別は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般（Ⅰ種） 次のいずれかの連盟に所属するチームまたは次号に定めるものを除く主に18歳以上の選手により構成されるバスケットボールチーム

イ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）
ロ一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）
ハ一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟
ニ一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟

(2) 一般（Ⅱ種） 主に18歳以上の選手により構成され、原則地区・市区町村の範囲で活動するバスケットボールチーム

(3) U18　18歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは高等学校もしくは高等専門学校等の課外活動としてのバスケットボール部
(4) U15　15歳未満の選手により構成されるバスケットボールチームまたは中学校等の課外活動としてのバスケットボール部
(5) U12　12歳未満の選手または小学校在学の選手により構成されるバスケットボールチーム
(6) 障がい者　日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体に所属するチーム

② 前項に定める年齢は、当該年度開始日（4月1日）現在の年齢とする。
③ 加盟チームの加盟種別の詳細は別に定める。

第64条〔加盟の義務〕
① バスケットボール競技を行うチームは、毎年度本協会に加盟しなければならない。
② 本協会に加盟していないチームは、本協会、ブロックバスケットボール協会、都道府県バスケットボール協会、または各種の連盟が主催または主管する競技会に参加することはできない。

第65条〔加盟の手続き〕
① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、加盟料の納付を含めた本協会への加盟手続きを完了しなければならない。
② 加盟は、会員登録管理システム上の当該チームの加盟手続きが完了した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第66条〔加盟料〕
加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める加盟料を、毎年度本協会および所在地の都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。
なお、都道府県バスケットボール協会の加盟料は、各都道府県バスケットボール協会が、本規定額を上限として、独自の金額を設定することができるものとする。

種別	基本加盟料（年間）	都道府県バスケットボール協会加盟料（年間）
一般（Ⅰ種）	20,000円	20,000円
一般（Ⅱ種）	0円	5,000円
U18	8,000円	8,000円
U15	5,000円	5,000円
U12	2,000円	2,000円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、本協会が承認した金額	

第67条〔加盟の取消・変更〕
① 加盟チームは、所定の手続きにより、本協会への加盟を取り消すことができる。なお、取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。
② 加盟チームが本協会への加盟を取り消しても、既に納付した加盟料は返還しない。
③ 加盟チームが登録種別の変更を行う場合、その差額の加盟料を納付する。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会加盟料の全額を納付する。

第68条〔加盟チームの権利および義務〕
① 加盟チームは、次の各号の事項に関する権利を持つ。
(1) 所在地の都道府県バスケットボール協会の組織単位としてその施策に関与すること
(2) 本協会、都道府県バスケットボール協会もしくはブロックバスケットボール協会が主催する競技会またはそれに準ずる競技会（予選会）に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる）
② 加盟チームは、次の各号の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程およびその附属規程ならびにFIBA、FIBA ASIA、本協会または都道府県バスケットボール協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。
(1) 本協会および所在地の都道府県バスケットボール協会が定める加盟料および登録料を納付すること
(2) 毎年第101条〔選手登録の義務〕以下に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
(3) 別に定める「ユニフォーム規程」に規定するユニフォームを用意すること
(4) FIBA、FIBA ASIA、本協会、都道府県バスケットボール協会またはブロックバスケットボール協会が主催しない有料競技会には参加しないこと（ただし、本協会が承認した場合を除く）
(5) いかなる時でもFIBA、FIBA ASIA、本協会もしくは都道府県バスケットボール協会の組織またはCASもしくはJSAAの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を遵守すること
(6) 所属選手がFIBA、FIBA ASIA、本協会もしくは都道府県バスケットボール協会の組織またはCASもしくはJSA

Aの規約、規則、指令および決定ならびに裁定等を遵守することを確実にすること
(7) 競技規則を尊重すること
(8) 本規程およびその附属規程ならびにFIBA、FIBA ASIA、本協会または都道府県バスケットボール協会の組織の諸規則から生じるその他の義務を遵守すること
③ 加盟チームは、別に定める「ユニフォーム規程」に従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
④ 加盟チームは、原則として、本協会が定める指導者資格を有する16歳以上の者（所属する連盟で規定されている場合を除く）を、自己のチームに所属する指導者として、1名以上登録しなければならない。
⑤ 加盟チームは、原則として、本協会が定める審判資格を有する者を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上登録しなければならない。
⑥ 加盟チームは、外国を訪問して競技を行おうとする場合、事前に本協会の承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。
⑦ 加盟チームは、外国からチームを招聘して交流試合等の競技を行おうとする場合、事前に本協会の承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。

第69条〔日本代表チームへの参加義務〕
加盟チームは、所属選手が本協会により日本代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。

第70条〔加盟チームに対する制裁〕
加盟チームまたはこれに所属する登録選手が前条に規定する義務を怠り、または本規程等に違反した場合は、第10章およびこれに付随する諸規程の定めに従い懲罰を科されるものとする。

第3節　都道府県バスケットボール協会

第71条〔役割〕
都道府県バスケットボール協会は、各都道府県におけるバスケットボール界を統括し、本協会と協力して各都道府県におけるバスケットボールの普及および振興を図る役割を担う。

第72条〔組織〕
① 都道府県バスケットボール協会は、各々個別の独立団体として、自律的な運営を行う。
② 都道府県バスケットボール協会は、次の各号の機関および組織を保有しなければならない。
(1) 議決機関
(2) 執行機関
(3) 専門委員会
裁定委員会、規律委員会、競技会委員会、審判委員会、ユース育成委員会、指導者養成委員会
(4) アンダーカテゴリー部会
U18カテゴリー部会、U15カテゴリー部会、U12カテゴリー部会
(5) 事務局
③ 都道府県バスケットボール協会の名称には、「都」、「道」、「府」または「県」を明示しなければならない。
④ 都道府県バスケットボール協会は、支部を保有することができる。
⑤ 都道府県バスケットボール協会は、原則として、地区／市区郡町村バスケットボール協会を加盟団体とする。
⑥ 支部および地区／市区郡町村バスケットボール協会に関する規定等は、都道府県バスケットボール協会が別に定めるものとする。
⑦ 都道府県バスケットボール協会は法人（非営利法人）であることを要する。

第73条〔評議員の選定〕
① 都道府県バスケットボール協会は、第5条〔評議員の推薦〕に定めるところにより、それぞれ1名ずつ、本協会の評議員を推薦することができる。
② 都道府県バスケットボール協会の代表者は、会長に対し、前項により選定した評議員の氏名を届け出なければならない。

第74条〔全国専務理事連絡会〕
① 本協会は、都道府県バスケットボール協会との意思疎通および情報伝達のため、都道府県バスケットボール協会の専務理事による全国専務理事連絡会を、原則として毎年度2回以上開催する。
② 全国専務理事連絡会は、事務総長が招集する。
③ 都道府県バスケットボール協会の専務理事が全国専務理事連絡会に出席することができない場合は、その他の執行役員がその代理として出席することができる。

第75条〔届出義務〕

① 都道府県バスケットボール協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 加盟団体等管轄する団体（地区／市区郡町村バスケットボール協会および都道府県バスケットボール連盟）の事業計画書および収支予算書
(4) 役員の名簿および業務分担表
(5) その他本協会が提出を求めた書類
② 都道府県バスケットボール協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
(1) 事業報告書
(2) 収支決算書
(3) 加盟団体等管轄する団体（地区／市区郡町村バスケットボール協会および都道府県バスケットボール連盟）の事業報告書および収支決算書
(4) その他本協会が提出を求めた書類
③ 都道府県バスケットボール協会は、次の各号の事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
(1) 役員
(2) 本協会に提出済みの規程、規約その他の書類

第76条〔加盟料〕
都道府県バスケットボール協会は、毎年9月末日までに、加盟料70,000円を本協会に納付しなければならない。

第4節　ブロックバスケットボール協会

第77条〔位置付けと活動〕
ブロックバスケットボール協会は、ブロック内の都道府県バスケットボール協会の集合体であり、次の活動を行う。
(1) 所管する地域の単位で行う事業の調整
(2) 当該ブロック内の都道府県バスケットボール協会における共通問題に関する協議
(3) その他地域のバスケットボールの普及振興を図るために必要な活動

第78条〔組織〕
① ブロックバスケットボール協会は、各々個別の独立団体として、自律的な運営を行う。
② ブロックバスケットボール協会は、次の各号の機関および組織を保有しなければならない。
(1) 議決機関（当該ブロック内の都道府県バスケットボール協会の専務理事により構成されること）
(2) 事務局
③ ブロックバスケットボール協会が法人格を取得する場合は、本協会の理事会の承認を得るものとし、原則として非営利法人でなければならない。また、当該法人の社員（会員）は、当該ブロック内の都道府県バスケットボール協会のみとする。

第79条〔経費の分担〕
① 都道府県バスケットボール協会は、当該ブロックのブロックバスケットボール協会が第77条〔位置付けと活動〕に規定する活動を行うために要する経費を分担するものとする。
② ブロックバスケットボール協会は、前項の分担金の徴収にあたり、必要経費以上の金額を徴収してはならない。

第80条〔届出義務〕
① ブロックバスケットボール協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) 役員の名簿および業務分担表
(4) その他本協会が提出を求めた書類
② ブロックバスケットボール協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
(1) 事業報告書
(2) 収支決算書
(3) その他本協会が提出を求めた書類
③ ブロックバスケットボール協会は、次の各号の事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
(1) 役員

⑵ 本協会に提出済みの規程、規約その他の書類

第5節　各種の連盟

第81条〔各種の連盟の設置〕
① 本協会は、バスケットボール競技の普及および発展を図るため、理事会および評議員会の議決を得て各種の連盟を置くことができる。
② 本協会が設置する各種の連盟は、次の各号のとおりとする。
⑴ 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）
⑵ 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟
⑶ 一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟
⑷ 日本障がい者バスケットボール連盟
③ 各種の連盟は、原則として法人（非営利法人）であることを要する。法人でない連盟を置く場合には、理事会の承認を要する。
④ 各種の連盟は、規律委員会を保有しなければならない。
⑤ 各種の連盟に関する規程は、本協会の理事会の承認を得て、評議員会に報告しなければならない。

第82条〔届出義務〕
① 各種の連盟は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
⑴ 事業計画書
⑵ 収支予算書
⑶ 役員の名簿および業務分担表
⑷ その他本協会が提出を求めた書類
② 各種の連盟は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
⑴ 事業報告書
⑵ 収支決算書
⑶ その他本協会が提出を求めた書類
③ 各種の連盟は、次の各号の事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
⑴ 役員
⑵ 本協会に提出済みの規程、規約その他の書類

第83条（削除）

第6節　（削除）

第84条～第87条（削除）

第7節　JPBL

第88条〔JPBLの設置〕
① 本協会は、日本のバスケットボールの水準の向上およびバスケットボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とし、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「JPBL」という）を日本における唯一の最上位リーグとして設置する。
② 前項の設置趣旨に基づき、本協会はJPBLを国内における最上位のリーグとして有効に機能しうるよう優先的に取扱う。
③ JPBLの競技日程は、国内競技会日程調整委員会による日程調整を経てJPBL理事会にて承認を得た後、本協会に報告されなければならない。

第89条〔JPBLに関する特則〕
JPBLの組織および運営に関する事項は、本協会の理事会において別に定めるものとする。

附則　本節の規定は、平成28年6月6日から適用する。

第8節　協力団体

第90条〔協力団体〕
① 本協会は、理事会の議決を得て、特定の属性のチームまたは選手を対象としたバスケットボール競技を含む複数競

技の全国競技会の運営を主たる事業とし、本協会の趣旨に賛同する団体を、覚書により協力関係を締結した上で、協力団体とすることができる。

② 本協会が規定する協力団体は、次の各号のとおりとする。

(1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟（バスケットボール専門部、定通制部バスケットボール専門部）
(2) 公益財団法人日本中学校体育連盟
(3) 一般社団法人全国高等専門学校連合会（バスケットボール競技専門部）
(4) 全国専門学校体育連盟（全国専門学校バスケットボール連盟）
(5) 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

第91条（削除）

第4章　選手

第92条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手（以下本章において「選手」という）の義務および所属条件に関する事項について定める。

第93条〔選手の義務〕

① 選手は、本協会の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
② 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
③ 選手は、国際オリンピック委員会（IOC）およびFIBAの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。
④ U18または一般（Ⅰ種）に登録する選手で一般（Ⅱ種）のチームとの複数登録を行う場合は、事前に複数チームへの登録に係る承諾を得なければならない。
⑤ 一般（Ⅱ種）に登録する選手で他の一般（Ⅱ種）チームとの複数登録を行う場合は、事前に複数チームへの登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。
⑥ 3x3チーム等と契約している選手は、5人制チームに登録する場合、その選手の契約する3x3チーム等から登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。なお、選手に承諾を求められた3x3チーム等は、選手の意向を尊重し可能な限りこれを承諾するよう努めるものとする。

第94条〔禁止事項〕

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。
(1) IOCおよびFIBAが定める禁止物質の使用
(2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与
(3) 前条に反する行為

第95条〔日本代表チームへの招聘〕

① 選手は、本協会により日本代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない場合は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。
② 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動に、原則として無償で参加しなければならない。
③ 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動中、本協会が指定するユニフォームおよび用具等を使用しなければならない。

第96条（削除）

第97条〔選手契約〕

① 本章でいう「契約」とは、有償・無償を問わず、選手とその所属チームによって締結される、バスケットボール選手としての所属および公式試合への参加に関する書面による取り決めをいう。
② 契約の対象となる選手は、満15歳以上（ただし、中学校在学の選手を除く）で、かつ、次の各号のいずれかの連盟に加盟するチームに所属しようとする選手のみとする。なお、当該選手が契約締結時に18歳未満である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
(1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）
(2) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）
(3) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（JSBF）
③ 契約の最長期間は4年間とする。
④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日から第108条〔シーズン〕に規定するシーズンの終了時までとする。
⑤ プロ選手（第97条の2〔選手区分〕に定義する。）に関する契約は、本協会が定める統一契約書式またはそれに準じる、所属チームが所属する団体が定め、本協会が承認する契約書式により締結されなければならない。
⑥ 契約においては、次の各号の原則が適用される。
(1) 契約当事者は、契約を尊重しなければならない。
(2) 契約当事者は、正当事由のない限り、契約を解除することができない。
⑦ 契約においては、契約の当事者選手の医学上の検査が良好であること、または査証等当事者選手の就業に関する行政による認可の可否を契約の効力発生条件としてはならない。
⑧ 所属チームとの契約を締結した選手は、次の各号の規定を遵守しなければならない。
(1) 国内外を問わず、本協会、所属チームの加盟する連盟または所属チームの主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。
(2) 同一期間に2つ以上のバスケットボールチームと契約を締結してはならない。
⑨ 本協会または契約の当事者チームが加盟する連盟は、前7項の違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。

第97条の2〔選手区分〕

本協会における選手区分は、次の各号のとおりとする。

(1) プロ選手：その所属チームとの書面または電磁的記録による契約を有しており、当該選手のバスケットボール選手としての活動の対価として、当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。バスケットボール競技の活動のほかに所属チーム等への労働提供がある場合や、所属チーム等の雇用者であっても、契約書上に「バスケットボール競技の活動」をすることでその対価を支払うまたは現物を支給（サービスの提供および権利付与を含む。）する旨の記載がある場合は、いずれもプロ選手とみなす。

(2) アマチュア選手：契約の有無にかかわらず、報酬または利益を目的とすることなくプレーする者。

第97条の3〔選手区分の適用〕

① 次の各号の各連盟は、第97条の2に定める選手区分を規程に定める義務をおくものとする。

(1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）

(2) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）

(3) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（JSBF）

② 前項に定める連盟以外の連盟に所属する加盟種別が一般（Ⅰ種）である所属チーム、ならびに一般（Ⅱ種）、U18、U15およびU12カテゴリーのチームに所属する選手は、アマチュア選手のみとし、これらのチームが選手と契約を締結する場合には、チームは、加盟する所属団体に対し、本協会の承認を経たアマチュア選手誓約書を提出し当協会の承諾を得なければならない。

③ アマチュア選手は、所属チームから、バスケットボール競技の活動に関して、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料、その他所属チームが必要と認めた手当以外を受領してはならない。

第98条〔エージェント等〕

エージェントの活動およびその役務の利用については、別に定める「エージェント規則」に従うものとする。

第99条〔外国籍選手〕

① 外国籍選手とは、日本国籍を持たない選手をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日本人選手と見做す。

(1) 日本の小学校および中学校を卒業して義務教育課程を修了した者（日本国籍を持たない選手のうち、平成15年4月1日現在、本協会において日本人選手と見做されている者を含む）

(2) 第63条〔加盟種別〕に規定するU12の加盟種別に該当する加盟チームに所属する選手で、日本の小学校に在学する者

(3) 第63条〔加盟種別〕に規定するU15の加盟種別に該当する加盟チームに所属する選手で、日本の小学校を卒業し、かつ日本の中学校に在学する者

(4) 前3号のほか、別に定める「見做し日本人の認定等に関する運用細則」により認定された者

② 前項より、日本人選手として見做された者が、帰化により日本国籍を取得した場合でも、見做し日本人としての効力を失わず、帰化選手扱いとはしないものとする。

第99条の2〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕

① 本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属するものとする。

② 選手は、バスケットボール競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等（以下「広告宣伝活動等」という）に関与する場合、所属チームを経由し、本協会に予め届け出て、その承認を得なければならない。

③ 前項の規定にかかわらず、予め本協会の承認を得た広告宣伝活動等に関する規定を有する連盟等は、選手からの広告宣伝活動等の届け出について、当該規定に基づき、許諾の可否を判断することができる。

④ 前2項の場合、本協会は、所定の承認料を選手から徴収することができる。

⑤ 広告宣伝活動等を行える選手は、原則として次の各号のいずれかの連盟に所属する選手のみとする。

(1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）

(2) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）

(3) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟（JSBF）

⑥ 選手は、本協会または所属チームの加盟する連盟が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。

第5章　登録および移籍

第1節　総則

第100条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手の本協会への登録および他チームへの移籍に関する事項について定める。

第2節　登録

第101条〔選手登録の義務〕

① 加盟チームは、第104条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。

② 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならず、また選手は、公式試合の出場に際し、登録選手に対して本協会が発行する選手登録証を携帯しなければならない。

第102条〔重複登録の禁止〕

① 選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

② 前項の規定にかかわらず、一般(Ⅱ種)のチームの選手については、複数チームに重複して登録することができるものとする。

第103条(削除)

第104条〔選手登録の手続き〕

① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録料の納付を含めた本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。

② 選手登録は、会員登録管理システム上の当該選手の登録手続きが完了した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第105条〔登録料〕

① 加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を、毎年度本協会および所在地の都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。なお、U18、一般(Ⅰ種)、一般(Ⅱ種)の加盟チームにおいては、選手個人に納付させることができる。

都道府県バスケットボール協会の選手登録料は、各都道府県バスケットボール協会が、本規定額を上限として、独自の金額を設定することができるものとする。

種別	基本選手登録料 (年間、選手1名あたり)	都道府県バスケットボール協会選手登録料 (年間、選手1名あたり)
一般(Ⅰ種)	2,000円	2,000円
一般(Ⅱ種)	0円	2,000円
U18	1,000円	1,000円
U15	1,000円	1,000円
U12	800円。ただし9歳未満は免除	800円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、本協会が承認した金額	

② 前項に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。

③ 一般(Ⅱ種)を含む複数チームに登録をする場合、最も高額な登録料が適用される。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会選手登録料の全額を納付する。

第106条〔登録の変更・取消〕

① 登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。

② 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

③ 登録選手が登録の変更を行う場合、その差額の登録料を納付する。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会選手登録料の全額を納付する。

第107条〔登録有効期間〕

① 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間(以下「登録年度」という)とする。ただし、年度をまた

ぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。
② 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日（3月31日）までとする。
③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅した場合は、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第108条〔シーズン〕
① シーズンは、各チームが属する連盟の年度の最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。ただし、年度をまたぐ競技会は、当該競技会の開幕日が属する年度のシーズンに属するものとする。
② 選手は、1つのシーズン期間中に、同一の国内選手権（リーグ戦は除く）またはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならない。ただし、競技会において主催者が大会要項に定める場合はこの限りではない。

第109条〔登録情報の管理〕
本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全てのチーム名と所属期間などの情報）を管理するものとする。これらの情報は、必要に応じて、当該選手が新たに登録される加盟チームに対し発行される。

第110条〔外国籍選手の登録〕
① 外国籍選手は、本協会への登録に際し、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。
(1) 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書（過去にいずれの国においても競技経験のない選手の場合は、本協会が規定する宣誓書）
(2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し
② 外国籍選手は、日本以外の国の代表チーム以外の単独チームに選手登録されている場合、本協会に登録することができない。
③ 日本と在籍国間の相互免除により査証を有しない外国籍選手および観光査証により来日している外国籍選手は、本協会に登録することができない。
④ FIBA内規（Book3、第2章　競技者の国際移籍）に基づき、若年層（当該年度開始日（4月1日）において18歳未満）の外国籍選手が所属する加盟チームは、本協会が別に定める「若年層（18歳未満）外国籍選手の国際移籍手続きに関する運用細則」により、当該選手をFIBAおよび本協会に登録しなければならない。

第3節　移籍

第111条〔目的〕
本節の規定は、本協会の加盟チーム相互間または加盟チームと外国のチームとの間の登録選手（以下、本節においては過去本協会に登録していた者、現在登録している者および将来登録を希望する者の全てを含むものとする）の移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、登録選手の全てを拘束する。

第112条〔移籍の定義〕
① 移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、別のチーム（以下「移籍先チーム」という）に所属変更することをいう。
② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業または転校によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とは見做さない。
③ 第1項の規定にかかわらず、一般（Ⅱ種）のチームへの所属変更については、移籍とは見做さない。

第113条〔移籍の手続き〕
① 選手は、移籍元チームおよび移籍先チームの承諾を得たうえで、本協会の定める方法で移籍申請を行い、これを申請先の団体が承諾した時に移籍が成立する。
② 本節の規定により、移籍元チームが所属選手の移籍を承諾すべきであるにもかかわらず、これを行わない場合は、移籍元チームの所属する都道府県バスケットボール協会または本協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき、移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。
③ 前項の規定にかかわらず、移籍しようとする選手およびその移籍先チームならびに本協会は、移籍元チームが加盟する連盟等の在籍国の本国法に反しない限りにおいては、当該連盟等の規定を尊重するものとする。
④ 各連盟において、本節の規定のほかに移籍手続きに関する規制等を追加する場合には、各連盟において具体的な規程を定め、本協会の承諾を得るものとする。

第114条〔公式試合への出場資格〕
① 前条に規定する手続きに基づき移籍した選手は、本協会に登録を完了した日から公式試合に出場することができる。
② 前項の規定にかかわらず、移籍した選手の公式試合への出場資格については、当該選手の移籍先チームが加盟す

る連盟等の規定または競技会の大会要項により制限できる。

第115条〔規程違反〕
選手または加盟チームが本節の規定に違反した場合は、第10章およびこれに付随する諸規程の定めに従い、懲罰を科されるものとする。

第116条〔移籍に関する異議等〕
選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

第117条～第120条（削除）

第121条〔外国のチームへの移籍〕
① 選手が外国のチームへ移籍する場合、本協会は当該国のバスケットボール協会からの請求に基づき、当該協会に対して「競技許可書（レターオブクリアランス）」を発行するものとする。
② 前項の競技許可書の発行は、関連のFIBA規程に基づき行われるものとする。

第122条〔外国のチームからの移籍〕
外国のチームに選手として登録されていた日本国籍の選手が本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、当該選手はその登録区分にかかわらず、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。
(1) 移籍元チームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書
(2) 住民票の写し

第123条〔外国籍選手の移籍〕
外国のチームに選手として登録されていた外国籍選手が本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、または本協会加盟チームに所属する外国籍選手が、他の本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、当該選手はその登録区分にかかわらず、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。
(1) 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書
(2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し

第6章 競技会

第1節 総則

第124条〔趣旨〕

本章の規定は、日本国内において開催されるバスケットボール競技会（以下「競技会」という）の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第125条〔定義〕

本章における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 主 催
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること

(2) 共同主催（共催）
共同の名義において試合等を開催すること

(3) 主 管
試合等の運営を委託を受けて実施すること

(4) 後 援
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）

(5) 協 力
他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること

(6) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること

(7) 協 賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること

(8) 公 認
他者の主催する試合等または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること

(9) 推 薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、バスケットボール界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

第126条〔主催権〕

① 日本国内において開催される競技会の主催権は、全て本協会に帰属する。
② 本協会は、前項の主催権を、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会または各種の連盟等に委譲することができる。
③ 前項の場合、主催権を委譲された都道府県バスケットボール協会は、当該主催権を、傘下の地区・市区郡町村バスケットボール協会、都道府県バスケットボール連盟または第三者に委譲することができる。
④ 日本国内において競技会を開催しようとする者は、複数都道府県に亘る（複数の都道府県に跨って開催される、または参加チームの所属する都道府県バスケットボール協会が複数に亘ることを意味する。以下同じ）競技会は本協会に、単独都道府県内で完結する規模の競技会は当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に申請の上、それぞれ承認を得なければならない。
⑤ 前3項の場合、主催権を委譲された者または主催を承認された者は、当該競技会に関する本協会または当該都道府県バスケットボール協会の決定・指示に従わなければならない。

第127条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」もしくは「全国」等、全国規模または日本一を決する競技会を想起する単語を使用することはできない。

第128条〔主管の委託〕

① 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、各種の連盟、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会、または第三者に委託することができる。
② 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する収支責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技会の収入超過の処分または支出超過の処理について取り決めておくものとする。
③ 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。
④ 本協会より委託された主管競技会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

第129条〔競技会の賞品〕

競技会に参加するチームおよび選手への賞品（賞金を含む）は、競技会の価値および選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

第130条（削除）

第2節　国内競技会

第131条〔国内競技会の主催〕
① 本協会は、次の各号の国内競技会を主催する。
(1) 天皇杯全日本バスケットボール選手権大会
(2) 皇后杯全日本バスケットボール選手権大会
(3) B.PREMIER（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(4) B.ONE（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(5) B.NEXT（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(6) バスケットボール女子日本リーグ（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(7) 日本社会人バスケットボールリーグ（SBL） SB1
(8) 日本社会人バスケットボールリーグ（SBL） SB2
(9) 全日本社会人バスケットボールプレミアムチャンピオンシップ
(10) 全日本社会人バスケットボール選手権大会
(11) 全日本社会人 O-40／O-50バスケットボール選手権大会
(12) 全日本大学バスケットボール選手権大会
(13) 全国専門学校バスケットボール選手権大会
(14) 全国専門学校バスケットボール選抜大会
(15) 全国高等専門学校総合体育大会バスケットボール競技
(16) 全国高等学校総合体育大会全国高等学校バスケットボール競技大会（インターハイ）
(17) 全国高等学校バスケットボール選手権大会（ウインターカップ）
(18) U18リーグバスケットボール競技大会（全国トップリーグ／ブロックリーグ）
(19) 全国高等学校定時制通信制バスケットボール大会
(20) 全国中学校バスケットボール大会
(21) 全国U15バスケットボール選手権大会（ジュニアウインターカップ）
(22) 全国ミニバスケットボール大会
(23) 3x3日本選手権大会
(24) 3x3 U18日本選手権大会
(25) 3x3 JAPAN TOUR
② 本協会は、前項の競技会以外に、理事会において別に定める細則に基づき承認された競技会を主催する。
③ 前2項の本協会主催競技会の開催日程は、開催前年度の8月末日までに、本協会および各主管者をもって構成する「国内競技会日程調整委員会」により調整の上決定するものとする。なお、各主管者は、当該委員会の開催前に、予め各競技会の開催概要の素案を策定しておかなければならない。

第131条の2〔開催手続きに関する細則〕
本協会が主催および主管する競技会以外の国内競技会の開催手続きに関する事項は、本節に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第132条〔複数都道府県に亘る競技会の開催申請〕
① 都道府県バスケットボール協会または各種の連盟が、複数都道府県に亘る競技会を開催する場合、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、承認を得なければならない。なお、都道府県バスケットボール協会または各種の連盟以外の者（第三者を含む）が複数都道府県に亘る競技会を開催する場合も同様の手続きを行うものとするが、その場合は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会を通じて申請するものとする。
(1) 競技会開催の趣旨
(2) 次の諸項目を含む競技会要項
イ　名称
ロ　主催者とその住所地
ハ　主管者とその住所地
ニ　後援の具体的方法
ホ　会期および会場
ヘ　参加範囲
ト　参加資格
チ　競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
リ　表彰方法（賞品およびその寄贈者なども含む）
ヌ　参加料
ル　経費区分

ヲ　入場料金（単価と発行枚数）
ワ　その他
(3) 競技会運営の組織とその責任者
(4) 予算書
② 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
③ 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第132条の2〔単独都道府県内における競技会の開催申請〕
① 都道府県バスケットボール協会の傘下団体または第三者が、単独都道府県内で完結する規模の競技会を開催する場合は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、承認を得なければならない。
(1) 競技会開催の趣旨
(2) 次の諸項目を含む競技会要項
イ　名称
ロ　主催者とその住所地
ハ　主管者とその住所地
ニ　後援の具体的方法
ホ　会期および会場
ヘ　参加範囲
ト　参加資格
チ　競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
リ　表彰方法（賞品およびその寄贈者なども含む）
ヌ　参加料
ル　経費区分
ヲ　入場料金（単価と発行枚数）
ワ　その他
(3) 競技会運営の組織とその責任者
(4) 予算書
② 都道府県バスケットボール協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
③ 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、都道府県バスケットボール協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第133条〔開催承認の条件〕
前2条に規定する競技会開催の承認に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。ただし、本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会が特に承認した場合は、この限りではない。
(1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
(2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
(3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
(4) 参加選手の傷害について考慮してあること
(5) 本協会が定める競技会開催および運営に関する諸規程に従うこと
(6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
(7) 競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会が決定すること
(8) その他本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会が必要と認めた指示に従うこと

第134条〔予算および決算〕
競技会開催に伴う予算および決算は、別に定める勘定科目ならびに積算基礎による。

第135条〔決算の修正〕
本協会は決算報告書に不審な点がある場合は、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第136条〔報告義務〕
主催者および主管者は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の各号の事項を本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に対して報告しなければならない。
(1) 競技会の概況
(2) 公式記録となる競技記録
(3) 収支決算書

第137条〔JBA納付金〕
① 本協会主催以外の複数都道府県に亘る有料競技会（入場料金が無料であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う競技会を含む。以下同じ）を開催する場合、その主催者は、本協会理事会において別に定める基準に基づく納付金を、本協会に納付しなければならない。
② 本協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、本協会以外の主催者または主管者は、原則として前項の所定額を本協会に納付しなければならない。
③ 都道府県バスケットボール協会の傘下団体または第三者が複数都道府県に亘る有料競技会を開催する場合、本協会は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に、前2項に規定するJBA納付金の50パーセントを配分する。
④ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）の有料競技会を開催する場合、JPBLは、日本代表選手の強化費およびバスケットボール競技の普及振興費として、入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

第137条の2〔都道府県協会納付金〕
① 都道府県バスケットボール協会主催以外の当該都道府県内で完結する規模の有料競技会を開催する場合、その主催者は、本協会理事会において別に定める基準に基づく納付金を、当該都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。
② 都道府県バスケットボール協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、都道府県バスケットボール協会以外の主催者または主管者は、原則として前項の所定額を当該都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。

第138条〔主催・共同主催・後援〕
① 自ら主催する競技会について、本協会に対し主催、共同主催または後援を依頼しようとする者は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第132条〔複数都道府県に亘る競技会の開催申請〕第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。
② 前項により既に承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第3節 国際競技会

第139条〔本協会の専属権限〕
本協会はFIBAが認める我が国唯一の代表機関であり、FIBA加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、都道府県バスケットボール協会がこれを行うことができる。

第140条〔国際競技会の開催の制限〕
国際競技会は、原則として全て本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

第141条〔本協会以外の団体による国際競技会〕
① 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。
② 前項の場合、本協会または都道府県バスケットボール協会のいずれかが当該競技会を主催しなければならない。
③ 本協会がFIBAおよびFIBA ASIA等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、当該競技会の運営は、本協会または本協会が定めた大会組織委員会が行う。

第142条〔海外における競技会への参加〕
① FIBAまたはFIBA ASIA等より、その主催する競技会への加盟チームの出場要請があった場合は、本協会が別に定める判断基準に基づいて出場チームを決定し、派遣するものとする。
② 前項の場合を除き、加盟チームまたは登録選手を選抜して組織したチームが外国で開催される競技会に参加しようとする場合は、事前に本協会の承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。

第4節 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会

第143条〔目的〕
天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会（以下「本大会」という）は、加盟種別が「一般（Ｉ種）」および「U18」である全加盟チームが、日本バスケットボール界最高の覇者となる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、バスケットボールの普及および発展に寄与することを目的として実施する。

第144条〔主催〕

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には第三者との共同主催とすることができる。

第145条〔実施要項〕

本大会の運営に関する事項は、理事会において別に定める大会実施要項による。

第7章 事業

第1節 総則

第146条〔趣旨〕

本章の規定は、定款に定める本協会の実施事業に付随する事業および事業に関わる権利に関する事項について定める。

第2節 実施事業

第147条〔事業の実施〕

本協会は、バスケットボールの普及および振興を図るため、定款に定める事業を補完することを目的として、次の各号の付随的事業を行う。

(1) 本協会が主催する試合または催事の放送に関する放送事業
(2) 本協会が主催する試合もしくは催事または本協会、日本代表チームもしくは日本代表チームの選手、監督、コーチ等（以下本章において「選手等」という）に関する商品の製造・販売に関する商品化事業
(3) 体育施設の管理運営事業
(4) その他理事会において定める事業

第148条〔商品化事業による収益〕

本協会は、前条第2項に規定する商品化事業の実施による収益を、日本代表チームの強化・育成等のために使用するものとする。

第3節 事業に関わる権利

第149条〔日本代表チームの肖像権〕

① 日本代表チームの選手等の肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等（以下「肖像等」という）を管理運用する権利（以下「肖像権」という）は、次項以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。
② 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
③ 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用することができる。
④ 本協会は、次の各号の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を第三者に許諾することができる。
(1) 個々の画面または物等に複数（原則として3名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
(2) 個々の画面または物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様および条件により、複数（原則として3名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
⑤ 日本代表チームの選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
⑥ 日本代表チームの選手等は、日本代表チームのユニフォームを着用してテレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演し、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。
⑦ 本協会は、第4項各号に規定する使用形態で包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商品化事業において無償で使用することができ、また第三者に対してその権利を許諾することができる。
⑧ 本協会は、選手等およびその所属チームの承認を得た場合に限り、単独の日本代表チームの選手等の肖像等を商品化事業において使用することができる。

第150条〔放送権〕

① 本協会が主催する試合または催事に関するテレビ放送、ラジオ放送、インターネット放送およびモバイル放送の放送権は、すべて本協会に帰属する。
② 前項の放送権に関する運用の詳細については、理事会において定める。

第151条〔商品化権〕

① 次の各号の権利を行使し、商品を製造・販売する権利（以下「商品化権」という）は、本協会に専属的に帰属するものとする。
(1) 本協会または日本代表チームの名称、ロゴ、マスコット、その他本協会もしくは日本代表チームを表示する名称、意匠全般に関わる意匠権、商標権および著作権
(2) 日本協会が主催する公式試合、公式催事およびその周辺における映像（動画）ならびに静止画像、ならびに公式試合のリアルタイム記録情報に関わる著作権および著作隣接権
(3) 第149条〔日本代表チームの肖像権〕第7項および第8項に定める範囲内における日本代表チームの選手等の肖像権

② 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。
③ 第1項の商品化権に関する運用の詳細については、理事会において定める。

第8章　会旗および標章

第152条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の会旗および標章の使用取扱いに関する事項について定める。

第153条〔会旗〕

本協会の会旗および標章は、別紙図面のとおりとする。

第154条〔会旗・標章の使用制限〕

① 本協会の会旗または標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。

② 会旗または標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲および制作個数等を明記した承認申請書を提出しなければならない。

③ 前項の承認の可否は、理事会において決定する。

第9章　表彰

第155条〔趣旨〕
本章の規定は、本協会が行う個人または団体に対する表彰に関する事項について定める。

第156条〔表彰〕
本協会は、日本バスケットボールの普及発展に寄与、貢献した個人または団体に対し、敬意および謝意を表することを目的として表彰を行う。

第157条〔対象者〕
① 本協会が行う表彰の対象者は次の各号のとおりとし、いずれも原則として満60歳以上の者とする。
(1) 本協会の元役員、顧問および元顧問、参与および元参与
(2) 都道府県バスケットボール協会およびその元役員
(3) 加盟チームならびにそのチームスタッフおよび元チームスタッフ、選手および元選手
(4) 各種連盟およびその元役員
(5) 審判員および元審判員
(6) その他日本バスケットボールの普及発展に多大な貢献をした者
② 前項のうち、第2号都道府県バスケットボール協会の元役員および第4号各種連盟の元役員については、原則として、会長、副会長、理事長または専務理事を務めた者とする。

第158条〔表彰事由〕
本協会は、前条に規定する対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。
(1) 永年に亘り、日本バスケットボールの普及発展に寄与、貢献した者で、他の模範となり得る者
(2) 本協会主催の競技会または国際競技会において優秀な成績を収めた者で、他の模範となり得る者

第159条〔表彰候補者の推薦および表彰者の決定〕
① 都道府県バスケットボール協会または各種の連盟は、前条に規定する表彰事由に照らし、該当する者を表彰候補者として本協会に毎年1名ずつ推薦することができる。なお、表彰候補者の推薦にあたり、推薦団体は、推薦事由を明記した推薦書を会長宛に提出しなければならない。
② 前項の規定にかかわらず、満80歳以上の者を表彰候補者として推薦する場合は、各推薦団体がそれぞれ複数名（満80歳未満の者1名を含む）を推薦することができる。
③ 本協会は、理事をもって構成する功労表彰審査会を設け、表彰候補者の審査を行い、表彰者を決定する。

第160条〔表彰の方法〕
表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念品等を加授することができる。

第161条〔表彰の時期〕
表彰の時期および場所は、会長が決定する。

第10章 懲罰

第1節 総則

第162条〔趣旨〕
① 本章の規定は、次項以下に定める者に対して、本協会が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。
② 以下に掲げる個人（以下本章において「選手等」という）
(1) 定款第10条に規定する評議員
(2) 定款第23条第1項に規定する理事および監事
(3) 定款第31条に規定する名誉役員またはエグゼクティブアドバイザー、シニアアドバイザー
(4) 定款第40条第3項に規定する職員
(5) 定款第39条に規定する専門委員会、本規程第57条の2に規定する常設委員会および本規程第58条に規定する特別委員会を構成する委員長、委員、分科会員および部会員
(6) 本規程第42条、同条の2および同条の3に規定する裁定委員会、規律委員会、役員選考・報酬委員会を構成する委員長および委員
(7) 本規程第92条に規定する選手
(8) 本協会に登録する指導者、審判、JBA3x3オーガナイザーおよびその他の登録関係者
(9) 定款第41条に規定する加盟団体（都道府県バスケットボール協会。以下、本条において「都道府県協会」という。）および定款第42条に規定する各種の連盟（以下、本条において「各種の連盟」という。）の役員
③ 以下に掲げる団体（以下本章において「加盟・登録団体」という）
(1) 都道府県協会
(2) 各種の連盟
(3) 本規程第62条に規定する加盟チーム、ブロックバスケットボール協会
(4) JBA3x3オーガナイザー

第163条〔違反行為に対する懲罰〕
① 本協会は、加盟・登録団体および選手等が定款、本規程またはこれに付随する諸規程（以下、本章において「本規程等」という）に違反した場合（以下、「違反行為」という）は、本章および別途定める「倫理規程」、「裁定規程」、「規律規程」、その他これに付随する諸規程の定めるところにより、懲罰を科すことができる。
② 前項に定める加盟・登録団体および選手等には、懲罰を行う時に本協会への登録がない場合においても、違反行為時に本協会への登録があった者も含むものとする。
③ 第1項に定める選手等には、違反行為時に本協会への登録がない場合においても、次の各号に該当する者を含むものとする。
(1) 日本代表チームの一員として招聘されている選手および指導者等のチームスタッフ
(2) 第97条〔選手契約〕に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手
(3) JPBLの自由交渉リストに掲載されている選手

第163条の2〔国外における違反行為に対する懲罰〕
本協会は、加盟・登録団体または選手等が、国外において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができるものとする。

第2節 懲罰の種類

第164条〔懲罰の種類等〕
本協会による、加盟・登録団体および選手等の違反行為（競技および競技会に関連するものならびにドーピング禁止に関連するものを除く）に対する懲罰の種類、内容および決定方法は、「倫理規程」およびこれに付随する規程の定めるところによる。

第165条～第174条（削除）

第3節 懲罰の決定

第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕
① 次2項を除く違反行為に対する懲罰については、「裁定規程」およびこれに付随する規程の定めに従い決定する。
② 競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、「規律規程」およびこれに付随する規程の定めに従い、規律委員会の調査および審議を経て、事務総長が決定する。本項による決定が行われた場合には、事務総長は、これを理事会に報告する。
③ ドーピング禁止に関する違反行為（第11章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。

第176条〔裁定委員会および規律委員会の答申の尊重〕

① 理事会または事務総長は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、懲罰の決定を行うものとする。

② 事務総長は、規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第176条の2〔復権〕

第175条第1項により科された懲罰については、理事会は、懲罰を科した後の事情を考慮し、「復権手続規程」の定めるところにより、将来に向かってその懲罰を解除することができる。

第177条～第178条（削除）

第4節（削除）

第179条～第187条（削除）

第11章 ドーピングの禁止

第188条〔ドーピングの禁止〕

① 本協会は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピンクを禁止し、ドーピング検査を実施する。

② ドーピングに関する事項は、理事会において別に定める「アンチ・ドーピング規程」の定めるところによる。

第189条〔公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）〕

本協会は、前条第1項に規定するドーピング検査を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構に加盟し、ドーピング検査を委託する。

第12章　所管及び改正

第190条［所管］
本規程は、総務グループが所管する。

第191条〔改正〕
本規程の改正は、理事会の議決を得て、これを行う。

第13章 附則

第192条〔施行〕
本規程は、平成25年3月16日から施行する。

平成25年7月1日一部改定
平成26年3月15日一部改定
平成27年3月14日一部改定
平成27年4月29日一部改定 （平成27年5月1日施行。ただし、第21条〔役員〕の改定規定は平成27年5月13日施行、第72条〔組織〕第7項の改定規定は平成28年4月12日に施行）
平成27年5月13日一部改定 （ただし、第5条〔評議員の推薦〕第1項第2号乃至第4号および同条第3項乃至第5項の改定規定は平成28年6月1日に施行）
平成27年6月27日一部改定
平成27年10月14日一部改定
平成27年11月11日一部改定
平成28年2月10日一部改定 （ただし、第26条〔役員の定年制〕の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行、第66条〔加盟料〕および第105条〔登録料〕の改定規定は平成28年3月1日施行）
平成28年3月9日一部改定 （ただし、第21条〔役員〕第3項および第23条〔理事の職務〕第3項の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行）
平成28年4月12日一部改定 （ただし、第41条の2〔幹部会の構成・権限〕および第41条の3〔幹部会の開催・定足数等〕の改定規定は平成28年の定時評議員会開催の日に施行）
平成28年5月19日一部改定
平成28年6月7日一部改定
平成28年7月14日一部改定
平成28年8月24日一部改定
平成29年4月13日一部改定
平成29年7月18日一部改定
平成29年11月8日一部改定
平成29年12月25日一部改定 （ただし、第165条〔競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕、第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕第1項、第176条〔規律委員会等の答申の尊重〕、第177条〔理事会の決定の最終的拘束力および再審査請求〕、第178条〔権限の委任〕第3項および第187条〔答申の作成〕の改定規定は平成30年1月1日に施行）
平成30年3月7日一部改定 （ただし、第3章乃至第6章の改定規定は平成30年4月1日に施行）
平成30年7月11日一部改定
平成30年9月5日一部改定
平成30年12月25日一部改定
平成31年2月13日一部改定
2019年6月6日一部改定
2019年9月18日一部改定
2019年11月14日一部改定
2020年3月4日一部改定
2020年4月21日一部改定
2020年9月10日一部改定
2020年11月12日一部改定
2021年4月14日一部改定
2021年9月25日一部改定
2022年7月14日一部改定
2022年11月16日一部改定
2023年8月9日一部改定
2024年3月13日一部改定 （ただし、第63条第1項および第3項、第66条、第93条第4項および第5項、第102条第2項、第103条、第104条第2項、第105条第1項および第3項、第112条第3項、第117条乃至第120条ならびに第143条の改定規定は2024年4月1日に施行）
2024年4月10日一部改定
2025年2月6日一部改定
2025年3月13日一部改定 （ただし、第48条〔専門委員会の設置〕、第57条の2〔常設委員会〕および第58条〔特別委員会〕第1項の改定規定は2025年9月の定時評議員会開催の日に施行）
2025年9月27日一部改定
2025年11月12日一部改定
2026年6月10日一部改定（ただし第20条及び第41条の改定規定は2026年6月の臨時評議員会開催の日に施行）
2026年9月9日一部改定

2026年11 月12 日一部改定